

2025年4月1日



各位

東邦銀行企業年金基金における
「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明について
～TSUBASAアライアンスによる連携施策～

株式会社 東邦銀行（頭取：佐藤 稔）は、東邦銀行企業年金基金（理事長：遠藤 幸喜）が、2024年8月に内閣官房により策定・公表された「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、受入れを表明したことをお知らせいたします。

アセットオーナー・プリンシプルとは、政府の資産運用立国の実現に向けた政策プランに基づくアセットオーナーシップ改革の一環として策定された、企業年金基金等のアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案し、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則です。

アセットオーナーには、この原則に基づいて、受益者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、ステークホルダーに示すことで理解や対話、協同につなげ、運用力の向上を図っていくことが期待されています。

今回、東邦銀行企業年金基金では、TSUBASAアライアンス^{※1}参加行の企業年金基金^{※2}と連携し、アセットオーナー・プリンシプルに関する情報や認識を共有して準備を進めたことで、受入れの表明に至っています。

今後もTSUBASAアライアンス参加行は、ノウハウや知見を結集することで戦略的アライアンスを一層加速させ、付加価値の高い金融サービスの提供等を通じて、地域社会の持続的な成長に貢献してまいります。

※1 千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行の10行が参加する地銀広域連携の枠組み

※2 千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、武蔵野銀行、群馬銀行の各企業年金基金（北洋銀行、滋賀銀行、琉球銀行は企業年金基金を有しておりません）

以上

アセットオーナー・プリンシプルの各原則と 東邦銀行企業年金基金の取り組み状況

原則 1.

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、年金給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用にあたり、確定給付企業年金法に定める目的に沿って、受益者である加入者及び受給権者保護の観点から、安全かつ効率的に資産の運用を行います。そのためこの目的に即した運用目標及び運用方針を「運用の基本方針」として定め、また、当該事項は経済・金融環境等の変化を踏まえ定期的に検証し見直しを行っています。

原則 2.

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、年金資産運用にかかわる事項を審議するため「資産運用委員会」を設置するとともに、運用目標や運用方針に基づいた年金資産の運用、リスク管理を適切に行えるよう、必要な人材の確保・育成などの体制整備を継続的に取り組んでいます。また、知見の補充・充実のため、運用委託先等の外部の機関から報告・分析・助言等を受けています。

原則 3.

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、安定的な運用目標の実現を図るため、受益者等の利益の観点から最適な運用委託先を選定し、運用資産の構成割合や具体的な運用戦略について、定期的に検証し見直しを行っています。また、リスク管理面においても分散投資に努め、年金資産の運用委託先との情報連携を行いながら継続的なモニタリングを実施しています。

原則 4.

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、確定給付企業年金の重要なステークホルダーを受益者である加入者及び受給権者と考え、基金の財政状況や年金資産の運用状況について毎年度機関紙を発行し、情報開示を行っています。また運用資産の面だけでなく、給付の標準的な額や、実際の加入者数・受給権者数など負債側の情報もあわせて開示し、情報提供を心掛けています。

原則 5.

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、受益者等の利益のため 2019 年 9 月に日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明して取り組むとともに、運用委託先を通じて活動を行っています。また、その活動を効率的かつ実効的にモニタリングするため、2025 年 3 月に「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に加入し、協働モニタリング活動を行います。

以 上